

戰國時代に於ける 東海道吉原驛の組織

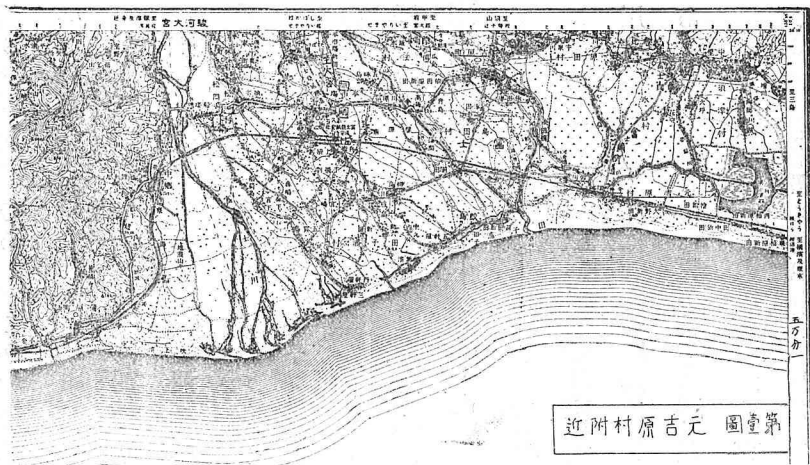
——(併せて一升勸進に就いて)——

伊 藤 只 人

一 はし が き

静岡縣富士郡吉原町矢部氏の所有する矢部文書は、戰國時代に於ける吉原驛が當時交通機關として所持してゐた問屋、傳馬、渡船、湊の有様を知る好史料である。余は此の文書に依つて吉原驛の是等交通機關が如何に設備され、維持されたか、それが東海道上一般交通に如何なる機能を所持してゐたか、又この時代は單なる弱肉強食の時代ではなく、文化は地方的に分散的に發達し、來る可き近世文化の黎明期を爲すものであると言はるゝ事を實證的に檢察したいと思ふのである。

舊東海道の驛路街道は今の東海道線鈴川驛より鐵道と殆ど平行しつゝ、東進して沼津に到る。此の街道上鈴川村に接続して東方に今井村、大野新田、西柏原、東柏原等の小字あり沿道の松並木の間に軒を列べて散在する。此等の小字は即ち今の元吉原村であつて、徳川時代以前に於て宿驛の置かれてあつた地である。今の吉原町は元吉原村の一小字なる鈴川村より北上約二十町餘の處にあり、徳川時代の宿驛の地であつて、廣重の靈筆になれる東海道五十三次の繪の富士を背景とせる松原街道を寫した



吉原驛の圖は即ち現今の吉原町に當る。(第一圖) 駿河志料に

驛はもと今井村の地にありて、權與は審ならず、元弘年中今井見付と唱へ、天文年中義元朝臣判物に吉原とあり。此地溢浪洪水多かりけん、天文年中にも洪水死亡の者多かりしに、寛永年中の溢浪に砂山崩れ、驛舎を埋み、居住なり難かりしかば、寛永年中官命ありて、田嶋、依田橋、中河原の地に屋敷地を賜はり、居をうつし、今に其の地を中吉原と唱ふ。又延寶八年後八月六日の溢浪に、驛舎堂社を頽ち、大水をたへ、吉原、田嶋の男女七百二十八人溺死せしに、天和元年依田原、瓜嶋、傳法三ヶ村の内に、屋敷地を賜はり居を移しぬ。是今の吉原驛なり。云々。

と此の間の事情を述べてゐる。即ち寛永年間迄今の元吉原にあつた驛を洪水の爲めに中吉原村に移し、更らに再度の洪水で天和三年に今の吉原驛に移したと言ふのである。従つて今の元吉原の名稱は宿驛が現今の吉原に移されて以後それに對立して名づけられた名稱であつて、寛永以前は即ち、吉原と

稱されてゐたのである。これから述べんとする戦國時代の吉原は即ち今の元吉原の地を指すものである事は勿論である。

貞觀六年十二月十日の三代實錄の記事に依つて、此の地は上代に於て一時驛の置かれてあつたことを知る。永倉、横走と共に駿河郡に三驛存在したのであるが、斯くてはその役に従ふ驛傳子の人數が多くなり、従つてこれを給する百姓が苦しまねばならぬ。加之、近年の疫旱の爲、農作物が凶作なので、益々百姓は苦しみ、今や郡民も凋落疲弊してゐるので、柏原驛を廢すことゝなつたのである。其の後平安朝に至り、施政漸く廢れ、中央と地方の連絡斷え勝ちになるにつれ交通制度も亂れて來る。

鎌倉時代に至り、東海道も愈々其の重要さを増して來るのであるが、當代にあつても、その驛名は

「京都——傳馬(阿)——江尻——蒲原——黃瀬川(津)——藍澤(御殿場町
の東數町)——竹の下——」となつてゐ

て吉原驛の名は未だ見えないのである。然るに戦國時代に至つて吉原は驛として其の名を再び街道上に現はして來る。これは近世的交通設備として、發達して來るについて再び設けられたのである。徳川時代の交通設備は既に戦國時代にあつたのであつて、戦國時代は所謂過渡期として考へられるのであるが、此の時代に再び吉原の驛の設けられたのも、時代と必然的關係をもつものと考へらる。

吉原驛は戦國時代の何時頃から再び驛として街道上の交通機關に携はる様になつたかは今の所詳かでない。吉原驛は土地の豪族矢部氏の支配するところであつたが、領主今川義元より與へた安堵狀が

ある。

今度之大風洪水に矢部將監令死去跡職事。依無實子爲親類之間、可令相續之。然者如將監時屋敷以下田畠不可相違。彼者數通之判形出之處只今失却之條縱橫妨之輩雖訴出不可許容者也。仍如件。

天文廿三年

八月廿八日

矢部孫三郎殿

(矢部文書)

吉原驛の前支配者であつた矢部將監が今度の洪水で死去し、その實子がない爲め親類の矢部孫三郎が天文二十三年以來將監の跡職を繼いだことが分る。又右文書中の「彼者數通の判形出之處只今失却之條云々」は將監に與へた安堵狀を指すものである。矢部氏は以後徳川時代に至るまで代々吉原驛の支配者であつたことから見れば、將監以前に於ても之を世襲し來つたものと推斷される。そして將監以前も武家一般のならひととして相續者の代毎に領主より安堵狀を與へられ主從關係の往昔に變らないことを明かに爲したものであらう。故にその最初の文書があれば吉原驛の何時頃より設けられたものであるか判明すると思ふのであるが、今矢部家とその文書の傳はらぬのは、恐らく天文二十三年及び以前の度々の洪水で失却してしまつたのであらう。然しながら右に依つて天文二十三年には既に吉原驛の存在したことを知り得るのである。

二 問屋の組織及び意義

吉原驛が戰國時代に驛として如何なる組織をもつてゐたか。それに就いては左の文書がある。

一、駿河國吉原道者、商人問屋之事、今度矢部將監遺跡仁相定之上者、兄弟親類其外自余之輩、雖望之、不可許容如前々不可有相違事

一、吉原渡船之事、縱湊へ雖下之、如年來相計、是又自余之族雖令競望不可及沙汰事

一、立物之事、西者蒲原、東者河野境迄、諸役等如前々令免許。並新屋敷於吉原之内、爲給恩參拾間棟別四分一
共免許之。但是者自前々免許之旨申之係所_レ在其儀也
付金指福泉名職之儀者、任_レ被祖母一札之旨_レ相抱福泉廿歲之時可_レ相渡親類等雖_レ成_レ競望不可_レ許容事

右條々領掌永不可有相違者也、仍如件。

天文廿三

治部大輔(花押)

九月十日

矢部孫三郎殿

(矢部文書)

此の文書は先掲文書に於て、大洪水で死んだ矢部將監の跡職を矢部孫三郎に相職せしめたものであるに對し、更らに具體的にその職掌を指示し安堵せしめたものである。即ち當時の吉原驛の組織の如何なるものかを示すものである。これに依れば吉原驛には「道者商人問屋之事」即ち陸上に於ける設備を有し、「吉原湊、及び船渡の事」即ち水上の設備が設けられてあつたのである。是を支配する矢部氏は、役得として、西は蒲原から東は河野境(現今其の地所不明)迄の諸役を免除され、其の上、前々の如くに、吉

原新屋敷(洪水で流失したので新に設けられたものと思はる)之内三十三間だけ棟別錢の四分之一を給恩として免除し下賜されたのである。

天文二十三年と言へば三好長慶の京都を侵し、義輝將軍を逐ひし翌年のことであつて、戰國時代の最中であり、それだけ割據の烈しかつた頃である。此の年三月には北條氏康と武田信玄の兵との刈屋川の戦があり、十月には氏康古河城を陥入れて居る。今川氏はと言へば桶狭間に於て信長の爲に義元が斬られた永祿三年を遡る七年、最も威勢の振つた時である。今川義元は戰を織田信長と交へて居つたが北條氏と矛盾に及び干戈を交へねばならなくなつたので、信玄と盟を結びその助をかりて氏康と兵を交へ、遂に三氏和睦となつた加嶋合戦は即ち天文二十三年二月から三月にかけての事であり。(北條記。武田三

記代)此の文書の出された九月は川中嶋の戦ひの翌年である。かゝる亂離の世に當つて既に吉原には陸に海に、問屋、湊、渡の設備があり交通上の機關としてのその任務に就いてゐたのである。

然らば如何にして其の任務を果してゐたか先づ陸上のものでしての問屋から研究してみやう。

先掲文書にある「吉原道者、商人問屋之事」に就いて見るに、これは「道者問屋」及び「商人問屋」と解していゝだらう。「道者問屋」の道者は徳川時代には専ら修驗道者の意に用ひられ一般旅人と區別されてゐるが、此處にあつては修驗道者も含めての一般旅人と解さるべきであると思ふ。後にも述ぶると

ころであるが修驗道者の場合には特にそれをことはつてゐる。芹澤文書に云ふ、

以上

御殿場新町馬次之事、諸商人並富士道者駄賃以下無非分様に可被致指引者也。仍如件

元和二年

長野九左衛門尉清定(花押)

五月十五日

芹澤將監殿

の如く富士道者とははつてゐる。然るに同じく縣史料に收むる二岡神社文書に

交之道者關一所寄附之事。

右爲城衆堅固之立願二岡權現え新令寄進候也。彌無怠慢可加修造之狀仍如件

大永七丁
亥

(葛山氏堯なり)
氏堯(花押)

七月十九日

二岡宮禰宜

左衛門大夫とのへ

云ふ「交之道者」は一般旅人を指したものである。交は上下を往來するの意味である。かく二者區別されて用ひらるゝは又意味の相違を示すものである。而して此處に言ふ「問屋」は宿を意味してゐるものであり、後述の如く戰國時代の問屋は種々廣い意味に用ひられ、そこに當代の經濟組織をも特異づけてゐるものであつて、現今の「商賣物の問屋」にのみ解さるゝとは別なものをもつものである。

吉原驛は東海道線上にある一宿驛たるのみならず沼津を経ずして根古屋(北條早雲の今川咨分
たりし當時の居城) (第一圖) を通じ御殿場に通ずる富士岡街道の分岐點に當つてゐた。亦富士登山道路大宮口は厚原を経て加嶋の邊にて東海道と合してゐた。(第一圖) 故に此等の街道を往還する人々の吉原を通過する旅人の多かつたことであらう。此等旅人の宿所としての吉原驛をみるに、當時の旅行記の中に沼津、蒲原の名の多く見えて、吉原の名の殆ど見ざる事によつてみれば、人々の好んで宿した驛、即ち徳川時代東海道に於ける嶋田や三嶋の如き意味の宿驛でなかつたことが分るが、富士川東岸最寄の宿驛であつた故、川止めに出つた人々のなくてはならぬ宿驛であつた。宿の交通上に於ける意義は一に往還者の宿泊量の多きことによつてのみ高めらるゝものではない。交通機關の開けない戰國の世にあつては、川止は重大なる交通妨害であつて、而してかゝる不慮の難に遇つた旅人の避難所としての宿所なる可き吉原驛の交通上の意義は高められねばならぬ。

一般旅人問屋場としての吉原驛は亦富士道者の旅舎ともなつたらうことは先述の如くであるが、是は亦吉原驛を特異なものとしてゐる。富士は往古より世人の憧憬たりし事は悉知の如くであるが、又信仰の對象として、中世期にあつても登山者の頗る多かつたのを見る。當時の登山者は全く信仰的なものであつて、後徳川初期角行なるものが出て修験道者に統一的組織を興へてより所謂富士講を見、益、此の種登山參詣者の多きを見るに至つたのである。然し天文頃には既に其の數多きを見、領首の

掟を守らざる者さへ出づるに至つてゐるのである。

駿河國中富士參詣之道者に從前々爲其役袈裟、圓座、木綿出之處、近年山伏陰陽師出之云々。甚以恣之至也。於向後如此之儀堅可制之。其上於有違亂之輩者可加下知者也。仍如件。

天文貳拾壹^{壬子}

四月廿六日

淺間那古屋

榊 太夫

(駿河志料)

是は今川義元の出した文書と駿河志料に説明されてゐる。此等の參詣人は常驛を通過し又は宿泊所としたものであらうし、従つて相當の殷賑の狀を呈したでもあらう。

戰國時代にあつては、かゝる宿即ち問屋が市場となつてゐたのであるは注意すべきであらう。今川氏親が江尻に出した左の文書が駿河志料に載せてある。

氏親花押

江尻商人宿之事

右毎月三度市、同上下之商人宿事並屋敷二間令爲如前之者也。仍如件

亨祿五

八月廿一日

右によれば商人宿は東海道を上下する商人の宿をなしたは勿論のこと、毎月三度開く市の事をも世話したものである事を示してゐる。吉原の宿は先掲文書に「商人問屋之事」とあつて、商人の宿を爲してゐた事は「道者問屋」が旅人の宿を爲してゐたと同じく明らかであり、而も此の江尻と同じく今川氏の支配下にあつた故、當驛の商人宿も市を世話してゐたと考へて敢て不當ではない。斯くて戰國時代の吉原は、旅人宿、商人宿、市場監理の仕事をもつてゐたものとなし得る。問屋は現今に於ては「貨物の運搬を取扱ふ商店」又は「貨物の卸賣を取扱ふ商店」なる意味に用ひられてゐるが、戰國時代にあつては、かゝる經濟的意味の外に「凡べてものの甲の所より乙の場所に運搬さるゝ時の仲宿ナカヤドの意を含めもつてゐると解さるべきであらう。此の仲宿の意が旅人の場合にあつては宿即ち旅舎となり、物貨の場合は「市」となるのである。現今町名に「仲宿ナカジユク」なるものを見るが、町名の語原は「仲宿」が甲町と乙町との距離上の中間を意味するのではなく、凡べて甲乙兩町の中取繼を意味する運用上の機能から考へられたものと解すべきものがある。戰國時代に於ては此の「問屋」を仲宿ナカヤドなる意味に使用したのと基を同じうするものと考へる。即ち資本主義的精神の發展の漸く盛んなるにつれ旅商人の往來漸く繁く、此等の商人が宿より宿へと巡り歩き、その宿の世話する市場にて物品を賣捌いた事と思ふ。

此の意味に於て、此の市は樂市として設けられてゐたと考へらる。即ち交通の要路にある問屋は、座に於て見るが如き、或る特殊の關係、契約に依る者のみが製品を取扱ふのではなく、自由に街道を

上下する商人の商品を取扱ひ、其の市を開くのである。後掲文書に見らるゝ如く、大宮町に於ける月六度の樂市も既に此の間の事情を示すものである。かゝることは亦交通の發達に依るものである。即ち行商人の上下する者漸く多くなり、爲めに問屋は一定の製造業者又は商人との特約により、その品物の他の問屋に取扱はれる事を防がずば、その問屋は常に圓滑に商品を取扱ふ事が不可能であると言ふことの既になくなり、問屋は上下商人の商品を自由に而も何時も取扱ふ市場となつたのである。戰國時代の問屋は交通の發達に依つて其の存在意義を明らかにして來る。

猶此の市は傳馬の制が設けらると相まつて、駿河地方の諸處に設けられたものであつたことは江尻に於ける市に依つても知れるのであるが、大宮町に於て開かれた市に依つても此の間の事情が分明するのである。大宮町の市のことは左の今川家朱印狀が示すところである。

富士大宮毎月六度市之事、押買狼籍非分等有之旨申候。自今已後の儀者一圓停止、諸役爲樂市可申付之。並神田橋關之事、爲新役之間、是又可令停止、其役若於違背之輩者急度注進之上、可加下知者也。仍如件。

永祿九年丙寅

四月三日

富士兵部少輔殿

(淺間文書纂)

即ち大宮には月六度の樂市が開かれて、附近村々に對する物資の集散地となつてゐたことが知れる

のである。又神田橋に設けられた關所は通行税をとられぬ新關所であつた。後にも云ふ如く今川氏は一升勸進を以て強制的道路を修理せしめてゐるのであるが、今亦、此の關所のあるを思へば、當時の大名の交通に對する關心を窺ふ事が出来るであらう。神田橋關は武田氏に對する軍事上のものであつたらう。

因に富士兵部少輔とは如何なる人かと言へば、大宮淺間宮司の家中で初代宮司直時の十代の子孫にあたり(淺間文書纂 牧同氏系圖)今川氏に屬してゐた、信忠は後、今川、武田兩家の戦ひの時大宮城に立籠り、武田勢によく對抗したので氏政より左の如き褒賞狀並びに安堵狀を下賜されてゐる。

今度大宮城中に被楯籠、無足人別而忠節之由候條、貴所依承旨、恩賞之儀聊無相違可遣之。殊氏眞速遠州へ御移之上者、走廻次第御本意之上、氏政可申立者也。仍如件。

文祿十一年

戊辰十二月十九日

氏政(花押)

富士兵部少輔殿

(淺間文書纂)

□度大宮城中に楯籠給人領地如年來、氏眞任御判形之旨、聊不可有相違、猶此上於被抽忠儀者、知行等於豆州可宛行、就中氏眞御本意之上者、走廻之段申立可引立、富士上方之儀者、貴所令同心可有馳走、任承旨令啓候、仍如件。

戊辰

十二月十九日

富士兵部少輔殿

(同前)

此の狀に依つて知る如く既に大宮は北條氏政の領土となつてをり、それと共に吉原驛も北條氏の支配に歸してゐたのである。(大宮町の發達に就いては静岡縣郷土研究第一輯に收められた拙者小論を参照されたい)

三

以上の如く吉原驛に設けられた市場の性質及び問屋の意味を考へてみると大名領内各地市場開催地を連絡する交通の發達がある事は既述の如くであるが、此の一つとして傳馬の制が與つてゐるのである。

吉原驛には又傳馬の制が設けられてあつた。

御傳馬相勤候者え如前々、傳馬屋敷を申付候條、追而可勵奉行、並舟越屋敷如先規、不可有相違者也、仍如件、

石川新兵衛奉之

松平左近丞

康次

天正拾貳年

申十二月廿八日

矢部清三郎殿

(矢部文書)

松平重次は松井松平で後、周防守從五位下康重と言つた人。康親の子であり、最初松平次郎と稱し

たのを家康の諱を賜つて康重と稱した。(寛政譜) 松平康親及び康重に關しては史料綱文に左の文をのせてゐる。

徳川家康、松平康親ヲシテ三枚橋城ヲ守ラシム(天正、十三、二、九)

徳川氏部將、松平康親駿河三枚橋城ニ卒ス。家康、子康重ニ命ジ父ニ繼ギ其ノ城ヲ守ラシム。(天正十一、六、十七)

即ち康重は徳川家康の部將であり、父康親が死んだのでその後を繼ぎ天正十一年六月に三枚橋の城主となつた人である。その翌年吉原の矢部孫三郎に右の文書を出してゐるのである。家康は北條氏直と干戈を交へ、既に伊豆韭山城迄勢力を及ぼしてゐる。(史料綱文、天正十、九) かくて吉原驛は家康の支配に屬したのであるが、吉原驛に於ける傳馬の制は既に今川氏の時代から存置されたのである。永祿四年今川氏眞が下知狀に、

覺

一、米百七拾五俵 吉原

此馬數 卅五疋

一、米五拾俵 同宿

入足方へ被下

一、米貳百七拾俵 蒲原

此馬數 五拾四疋

一、米五拾俵 同宿

人足方へ被下

一、米貳百四拾俵 油 比

此馬數 四拾八疋

一、米五拾俵

人足方へ被下

(徵古文書)

北條氏傳馬朱印(元龜二年カ)

傳馬一疋無相違可出之。石切左衛門五郎江戸へ被送遣ニ被下除一里壹錢者也。仍如件

午卯月十日

自小田原江戸迄

宿中

山角刑部右衛門奉

(同前)

武田家朱印狀

傳馬屋敷三十六間如前々棟別已下之諸役御免許候之條、傳馬無異儀可相勤者也、依如件

元龜三年 壬申

五月十一日

山縣三郎兵衛尉奉之

蒲原衆へ

(駿河志料)

以上の文書に依つて、吉原は、今川、北條、武田、徳川とその支配となつたが、此の四氏が何れも傳馬の制を設けたことを知り得る。而して氏眞の文書に依り吉原のみならず、油比、蒲原等東海道上の各驛にも設けられてあつたと言ふ一般狀勢をも知り得る。又北條氏の文書に「自小田原江戸迄宿中」とあるによつて、戰國時代既に交通は街道上の傳馬によつて連絡されてあつたのを知るのである。

然して此等の傳馬は公用として即ち領主の役を果す爲めのみならず、私用即ち民間の用にも出されたものである。天正十年に北條氏の公布した掟の中に左の文がある。

一、文言を好可見届、可除一里壹錢與有之傳馬をば可除、扱又可除文言無之者公方荷に候へ共其外不及沙汰、速從口付之前一里壹錢請取而其上可立之事(相州文書)

即ち領主の狀のないものは公方荷は勿論、其の他の者も一里一錢の傳馬錢をとれとの意なのであるが、其の外とは即ち民間の私用である。貨物運送用又は旅人の乗馬に使用されたものと思はる。天正四年に武田勝頼が竹之下郷に下した傳馬條目中にも此と類同のものがある。

一、自今以後公用の傳馬之御印判者御朱印貳ツ有べし。爲私用申請傳馬之御朱印判者御朱印壹ツたるべきこと。

(静岡縣富士郡鷹岡町植松氏所藏文書)

私用とは一般民衆の使用である。此のことは上代の傳馬の制と大いに異なる意義をもつものである。上代に於ける傳馬は驛馬と共に官用の爲にのみ設置されたものである。傳馬と驛馬との差は、事

の緩急によるのみであつて、結局は官命を帯びた人々の乗馬であつて、庶民が彼等の私用に用ひる事は出来なかつた。文徳天皇の時の令制に「驛傳馬は公使之に乗る。事急なれば驛に乗り、事緩なれば傳に乗る。傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす」とある。然るに戰國時代に於ては庶民も之を私用上に使用し得ることゝなつたのである。これは交通量の多くなつて來た現象を示すものであり、交通なるものが、民衆的なものになり來り、従つて交通が此の時代に庶民の生活に更らに大なる意義をもち來つたのであるを示してゐる。傳馬が一般民衆の使用し得る事を大名が認めた事は、樂市が大名領各地に設けられた事と共に此の時代を特色づけるものである。

さて以上吉原驛には宿、傳馬があつて、交通上の運輸に當つてゐる事を述べたのであるが、更らにこれを當時の交通一般の狀勢からこれが如何に解釋さるゝかを見てみよう。今川、北條、武田が傳馬を一般民衆の用にも供した事は、民衆の力の社會に勃興してゐた當代にあつては、漸くこれが發達をうながし、或は經濟上に、又は交通上に於てその利用を多くしたであらうことは既述の如くであるが、民衆の力が社會に勃興して來たことは社會一般の情勢であつたことから推して考へれば、傳馬の制は敢て東國地方に限られたものではなかつたのである。馬を以て旅行するもの漸く多きを見るのである。

刈屋より迎への馬早めて午後無仁齊に至りぬ

(紹巴富士見道記)

十三日(天文十三
年十月) 岡崎までと急ぎ侍れば、住持も馬にて鶯塚までわたり給へり。

(東國紀行)

今宵過ぐさず大井川を渡るべしとてあなたの籠にて駒をかはせたる。

(同 前)

特に急ぎの場合に馬の利用さるゝは當然のことであつて、蓋し人歩より早き馬は旅人の日敷をちゝめたに違ひない。かく急ぎの旅ならずとも旅人に氣安き旅をなさしめたものでもあつたらう。

けに浮嶋ヶ原より我にもあらず馬の行くにまかせて此宿(木瀬川宿
今の沼津)に落ちつきぬ。

(海道記)

けふは天氣も上閑なりと申し遣したれば、馬ども用意させて待たれけり。

(東國紀行)

馬が交通上に利用されたことは大なる交通機關の發達と言はねばならぬ。その機能もより大となつたであらう。然し乍らそれとて當時の旅は決して安樂なものではなかつた。宿の設備はこれを示して餘りある。勿論大部發展して繁華を誇る宿驛もあつたのではある。

日に入る程に矢橋の宿に落ちつきぬ。九日(貞應
二、四)赤坂の宿を過ぐ。むかし此の宿の遊君花顔春こまやかに云々

(海道記)

關下の宿を過ぐれば宅をならぶる住民は人を宿して主とし。云々

(同 前)

宿驛なるものも處々にあり、相當の設備と賑ひを呈した様であるが、然もその宿の設備必ずしも優美なものではなく旅人を苦しめた。

東路のまりこの里に行かゝり足もやすめ急ぐ——暮れかな駒林と言へる所に到りて宿をかり侍るにあさましける賤の伏屋に落葉所をせき侍るを、ちとはきなどし侍りける間たゞすみ思ひつゝける。(廻國雜記)

賤の伏屋が旅の疲を憩ふ宿となつたのである。旅の機關としての宿の不足は亦旅人をして、山寺やあまのとまやに安からぬ夢を結ばしめたのでもあつた。

かし尾といへる山寺に一宿し侍りければ云々。

(廻國雜記)

十六日(文、明)舟よりあがりて瀟瀟とて浪の荒々しき所を越し侍るに、名所など多くありと聞きしかとも、とふべき人もなし。しらすかといふ所のあさましき、あまのとまやに、一夜浪の音を枕にて明し侍るに歌など讀むべきさまにもあらず。

(正廣日記)

旅宿の不備は當時の東海道の旅人をさへかく苦しめたものであつた。右の引用文は多く足利時代から戰國初期にかけてのものである。右によつて知る如き交通機關から吉原驛の如き設備を有する迄に發展して來てゐるのを見ることが出来る。

四 渡 船、湊

次に吉原驛に於ける渡船、湊のことに就いて述べてみやう。吉原驛がもつてゐた交通機關の中には水路に關するものもあつたことは先きに述べておいたが、これが實際上の組織と機能とは如何なるものであつたか。先づ順序として天文二十三年九月十日今川義元より矢部孫三郎に當てた安堵狀の一節を再び掲載してみやう。

吉原渡船の事、縦湊へ雖下之、如年來可相計。是又自餘之族雖令競望不可及沙汰事

即ち是は「湊の管理に就いてのみ安堵狀を出してあるが、吉原渡船の管理も前々からの通りなすべ

きである」と云ふのであつて、當驛には湊と渡船の設備があつたのを知る。元吉原の東、柏原の東北に浮嶋ヶ原があり、そこに浮嶋沼がある。沼川は此處に源を發し、元吉原村の北を、村に沿ふて西流し、鈴川村の直ぐ北側を流れて南流し、大宮町方面より來る潤川を合して海に注ぐ。川幅は吉原の附近に於て四十間程ある。此の河上、元吉原村鈴川の所、海に近く渡場があり湊があつたのである。湊としての吉原は當時の堺や平戸の如く外國貿易のそれとして存在したのではなく、事實としては東は内浦より西は懸塚に至る迄の地方的なものであつた。(第二圖)「駿河志料」に江尻の庇屋彦右衛門所藏の左の折紙が載せられてゐる。

清水湊於繫置新船壹艘之事

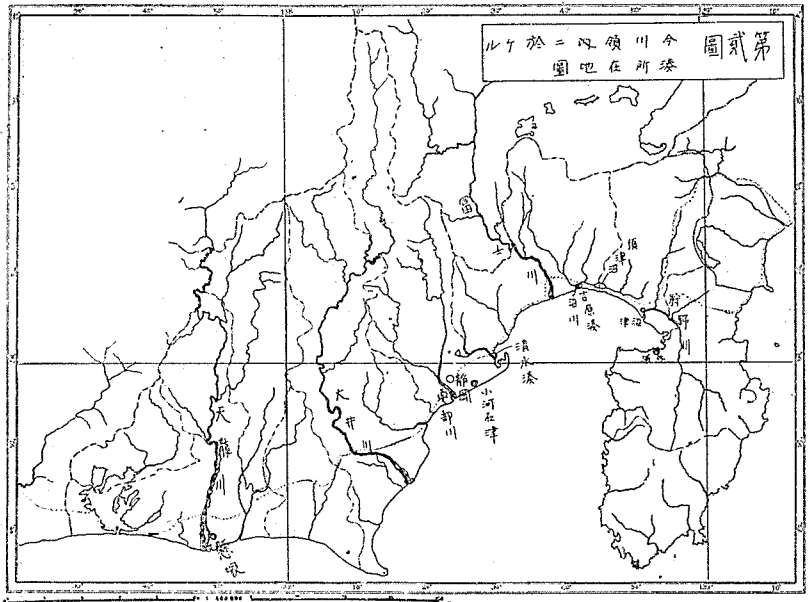
右今度遂訴訟之條清水湊、沼津、内浦、吉原、小河石津湊、懸塚此外分國中何所々如何様之荷物、俵物以下相積雖令商賣、於彼舟之儀者、帆役湊役並出入之役、櫓手立役共免除畢。縱自餘免許之判形相破、至于其時爲一返雇、臨時之役等、雖申懸之不限時分、他國にも使已下別而可令奉公之旨申之條爲新給恩、令扶助之上者、不可及其沙汰、然者以自力五拾貫之買得有之言々。分限役是又一返之役領時役等免許畢。年來爲足令奉公之條、永不可有相違、雖然以判形於諸役仕來以湊者可勤其役者也。仍如件。

永祿三庚
申年

三月十二日

中間

藤次郎



右の文書に依つて湊の組織、任務等が知り得る。

即ち湊湊の船は領主より指定された船を除いては、その船の利得の内より帆役錢を出さねばならず、亦湊税をも課せられたのである。そして又文中出て来る湊の間に於て船が相往來したものであらう。(第二圖) 同時に「他國に使しても云々」とある如く他の領地に舟の行く事もあつたが、勿論外國ではない。近海に限られ、往々伊勢迄は行つた。(駿河志料) かゝることは吉原驛の地方的經濟上の地位をも高めたに相違ない。湊は現今に於てもわづかにその面影を存するのであるが、その存在の意義は役場の記録によれば、「附近に産する物産特に梨、桃等は此の湊に依つて富士驛に送らる」として全く地方物産の一部を富士驛その他の近郊に運送さるゝに止まり、一般交通としての機關は他の

ものに奪はれてしまつたのである。然し交通機關の現今に比して劣つてゐた當時は無くてはならぬものであつたので、現今にあつても猶近郊に物産を運搬するには却つて利便であると、村當局の人の話しも名残をとめてゐると云へ様。

戰國時代にあつてはその機能が單に郷土的な意義を有つたばかりでなく、實に當時の東海道交通の一般性に於ても參與し、その意義を有したのである。それは吉原驛は東海道上の一宿驛であつたと言ふことである。即ち吉原驛は驛として東海道の一般交通上の負擔をなしてゐたのであるが、自然はやゝもすれば、吉原驛のその普遍的な任務の圓滑なる運轉を防げた。富士川の急流それである。富士川の急流は海道記に「十四日(貞、四應)蒲原を立ちて——富士川をわたりぬ。此河中にこそ石をながす。巫峽の水のみなんぞ舟をくつがへさんや云々。」と述べ、丙辰紀行には「我國に名を得たる大河あまたにあれど、ことに富士川は海道第一の急流なり云々」と記してゐる。交通機關の貧弱な當時にあつては、此の急流が交通を妨害したことは大きな問題であつたらう。當時富士川は渡船であつたが、此の渡船も旅人をして安心して川を越さしめたものではなかつた。丙辰紀行に左の如く述べてゐる。

舟に乗つて渡るにわたし守ちからを出して竿をさし、櫓をおしいだすとき、岸より見るものは、あはやとあやぶくおもひ、船中の人は目まひ魂の消るこゝちぞしける云々。

かく富士川の急流は平時に於てさへ、舟渡を困難ならしめたのである。増水その他の事故の場合に

川止になつたのは自然である。故に旅行者は右の困難と苦痛を少しでも減じ様として馬にて渡渉するものもあつた。

人のこゝろはこの水よりさかしければ、老馬をたのみて打わたる。老馬々々なんぢは智ありければ、山路の雪のみにあらず、川のその心もよくしりにけり云々

音にきゝし名高き山のわたりとて、底さへ深し富士川の水

(海道記)

かく富士川越の困難は東海道の交通上障碍を與へたのであるが、川止の場合は全く東海道の交通を遮断し、全街道にその影響を與へたであらう。かゝる場合にあつて、よくその陸上交通の杜絶から救ふたものは實に吉原湊であつたのである。東國紀行に旅行者が蒲原より吉原湊に舟の便を利用したことが記せられてある。

蒲原に著きたれば、まづ休息すべしとており、ゆなど用意させられたり。吉原の返事も只今到來とてみせられたり。——中略——吉原へのふねの事は二三日以前より用意させられたり。——中略——打ち出でて思ひもおくれ顧る富士のね、田子の浦波、昨日よりは風は風ぎたれど、誠にたゝぬ日もなき浦波に、漕ぎ出づるほどにめづらし——中略——案内者おこせ湊川のわたし船さし寄せて待ちたり云々。

誠に駿河灣は太平洋に直面してはゐても岸邊近く寄り沿ふて行く船は、田子の浦波は風ぐ日はないと云つても、平穩なる水路であつて、蒲原より富士川を渡つて吉原に行く渡舟の危険よりは如何程安穩であつたか知れぬ。

かくて吉原湊は一方地方海上交通經濟の咽喉をなし、他方富士川の異狀によつてやゝもすれば遮斷されんとする東海道の交通を救ふたのである。

吉原湊渡舟のことに就いては左の文書がある。

定

吉原渡船之事如前々可申付候、然者年來相拘候屋敷名田並問屋不可有御相違者也。仍如件

元龜三年 壬申

市川宮之助奉之

卯月廿三日

矢部但馬守殿

(矢部文書)

元龜三年と言へば十二月(即ち天正元年)武田信玄卒し、將軍義昭京都を逃れ、戰國時代も漸く下火に向ひ信長の天下にならんとする時である。東國に於ても元龜二年北條氏康死し、北條氏の勢力も最早昔日の感なく、永祿十一年薩摩山の敗戦後氏真北條氏に趨き吉原驛も北條氏の執下にあつたのが、此時に至つて、氏真出でて濱松の家康に據り、吉原は武田氏の支配に屬することゝなつた頃である。(北條記四)

さて此の吉原驛の渡船とは富士川の渡を指すものであり富士川は鎌倉時代以來岩淵の所より東折して流れ今の吉原町の所を流れてゐたとする説もあるが何れも誤りである。此の事は他日に譲ることゝ

する。

五 一升勸進に就いて

以上によつて戰國時代に於ける吉原驛の交通機關としての組織、意味等を述べたが次ぎに此等機關の維持について記してみやう。

それには先づ吉原驛を領有した大名の施政方針をみて見ねばならぬ。吉原驛が陸にあつては道者商人問屋、傳馬、渡舟の機關を包有し、海には湊の設備ありて、亂離の世に整然たる設備裡に、旅人の往還と經濟の發展を助けたのであるが、それは先づこれを領有した諸大名の此の方面に於ける注意力によつたものであつたは勿論である。其の例として左の矢部文書を舉げることが出来る。

船橋之杉板貳□助五郎殿渡□者也。仍如件

山 角 刑

巳二月十六日

矢 部 殿

助五郎とは北條氏規である。巳年は永祿十二年なること前の通りである。従つて此の文書は北條氏が武田氏と戰爭をしてゐた時の文書である。戰爭に當つて船橋修理の爲その材料として氏規が矢部氏に提供したものであらう。故に此の船橋の修理に領主が努力したのは戰爭の場合であつて、交通一般の保護としてのみ注意したとは言へぬとしても、これ等は監理者として矢部氏が當然爲すべきところ

を領主が援助したと云ふ所に交通機關に對する領主の意向をうかゞう事が出来るであらう。

吉原驛は今川、北條、武田、徳川と四氏の領有するところであつたが、此の四氏の此の方面に於ける努力の大なるものがあつたことは、他の制度の當代に於てもよく整備されてをつた事からも推知し得るであらう。かくて或は四公六民の制を施いて民力を養ひ、又は特定の職人の役を免じて一旦緩急の用に供せしめたり(戰國時代史論
北條氏の民政)又は傳馬の制をよくし、賃金のことを定め、馬料を與へたり、又は湊の舟の規定を設けて舟の運行と役錢の紛亂なく行はれる様にし、又市場や街道上下商人の宿の間違のない様にしたのである。是等は或は終局の目的に於て戦費を得、自家の勢力を増してその領土の擴張を期すにあつたとは言へ、かゝる整然たる制度の許に運輸機關、經濟施設が營まれたことは此等の發展を促したことのいなめない事實である。かくて吉原驛は四氏の支配に移つたがよく驛としてその存在と活用の意義を保持し得たのである。かく大名の方針によつて一般的に交通機關が保たれたのであるが、かゝる方針を直接に行ふものは、大名の命に依る監理者である。即ち是等は恩恵に依り、役得として課役を免せられた人々である。矢部文書の最初に掲げた義元の安堵状にも是が明記されてある。矢部氏が吉原驛の交通機關を監理し其の機能を果さしむるに盡す報酬として西は蒲原から東は河野境迄の諸役を免じて與へ、その他吉原町の内參拾間だけ棟別錢の四分一をも新恩給として下賜したことはである。

以上は吉原驛が給恩の許にある矢部氏並びに領主としての大名に依つて保護されたものであることを述べたのであるがこれは換言すれば官吏としての役目に外ならなかつたのである。かゝるものとは別に、一般的な民衆的な協力精神の許に交通機關が保持されたものであつた。一般的な精神をもつものとは、役目として果された領主やその臣下の保護の如くかゝる官營的なものでなく、民の資力に依つて爲す民營的の力に依つて交通機關が經營された事を意味するものである。吉原湊渡舟が、一升勸進によつて修理されたことはその一例である。

吉原湊渡船破損之間修理之事、被仰付候。任御印判之旨、河東領中並私領共以壹升勸進、可令修理之、縱雖帶免許之判形印判、不可及異儀。若於難澁之輩者、重而可加下知、爲其自此方、奉行壹人指添者也。仍而如件

永祿十丁卯

霜月五日

矢部 將 監殿

鈴木新右衛門殿

(矢部文書)

民間より米一升宛勸進して、その費用を以て吉原湊の渡舟の破損の修理を爲すと言ふのである。民衆の資力を以て交通機關を保持したと言ひ得やう。勿論民間の自發的な意向によるものでなく、「任御印判之旨」の如く領主の命に依るものであり、「自此方、奉行壹人指添者也」とある故強制的なものはあつた。

而して民間の力を以てせんとするところに官營的なものと違つた精神をもつてゐるものと解さる。

此の文書が永祿十年に出されたのである故、北條氏と武田氏との薩陞山の戦ひの前年に當り、十年春には上杉輝虎上州河越に來り小田原をつかむとした時である。此の文書の差出人は文書の文面には書いてないが、包紙に「駿東郡竹ノ下城主葛山備中守」とある。葛山備中守とは、もと今川氏の家臣であつたが永祿十一年の今川、武田の戦争の時は、朝比奈兵衛太夫等と共に氏眞の亂行をにくんで武田氏に内通し、薩陞山の戦で氏眞をして敗戦せしめた武將である。(北條記四)
(本朝通鑑)

竹之下町とは、沼津より十里木峠を越えて御殿場に通ずる舊東海道の途上にある城下町である。こ葛山の領民と富士川の河東の領民は一切、一升勸進を強ひられたのである。「雖帶免許之判形印判、不可及異儀、」とは一切の領民を指すものである。戰國時代にあつては、或る種の技能をもつた領民には通常課税を免じて置き、そのかはり二言なく、領主の求むる時はその職能を以て領主の爲めに盡さなければならなかつたのである。北條氏の鯨追船に特權を與へたのも先述の如くであり、亦石切にも特權を附與して公役を課してゐない。是は産業保護の結果をもたらずものとなつたらう。然るに此の文書にあつては、かく特權を下附せられ、一切の公役、勞役を免除されてをつた者と雖も、橋修理に當つては一升勸進に應ずることを強制され、若し反抗してこれに應じまいとする「難澁之輩」がある場合は重ねて下知し、而して奉行を出して監督せしめると言ふのである。故に或る職業の爲めの課役免

許者も交通機關の保全にあつては一般領民と同様の立場に置かれたのである。

かゝる事柄には民衆的なるものが含まれてゐるであらう。勸進なる言葉をかゝる所に使用してゐるのも此の意味に於て興味をひく。一體「勸進」とは佛語によるものであつて、觀無量壽經に云ふ「發菩提心、深信因果、讀誦大乘勸進行者」から來る「勸誘策進」の意であり即ち「人ヲ佛道ニ入レテ、佛念ノ修行ヲ勸誘スル」を言ふのである。而してこれが「造寺、造佛等の資を寄附せしめて、自他の善根功德を積むことを勸誘する」意に轉じ用ひられたのである。即ちその心は、一は佛念により、他は造寺造佛等、佛に關する資を寄するの善根功德により、佛の冥利を得んとすることに於て一つである。従つて勸進元は僧が爲り、勸進をすゝめる人も僧侶が爲すのが本來の姿である。

かくて亦勸進が寄附を意味するに至つたと同時に、その淨財を得る方法も僧侶の勸進行脚の外に種々の方策を出すにいたつた。然し乍ら勸進はやはり造佛造寺等の建立を意味する淨財を得るにあつた。例へば勸進能なるものもあつたが、その意は「凡稱勸進能者、中古以來沙門堂塔建立時、構芝居必倩勸世大夫……是勸進之心也云々」(雍州府志八)にあつたのである。

更らに是が發展しては、敢て造寺造塔等の如く直接佛に關するものゝ爲のみならず、又僧侶の爲めに淨財の寄附を勸進するのみでなく、民衆の爲にもなさるゝことになつた。勸進橋はその一例である。その勸進橋は民衆の爲めになされたものでも、京都五條橋(秀吉時代、清水本願成就院勸進聖となつてゐる(濫觴))や祇園橋(仁平四年、僧妙、洛中)

に勸進す(同前) 又清水寺橋(保延五年少僧部)の如く僧侶が勸進元となつてゐて、やはり佛に關係ある僧侶がある。是が發展して、全くの俗人が勸進元となり民衆の爲にする勸進が生れ来る。然もそれにも佛教の意味が含まれてゐた。例へば信濃國水内曲橋なるものがある。同勸進帳(續群書)によれば信州犀川の地に橋を渡さんとする時のもので、犀川は水荒く處々に州があつて舟の運行不可能である。故に是非橋をかけ民衆一般の便宜を計る爲、橋を架けんとして慶長十六年、鹽入志摩守安貞、高坂仁右衛門等がその費を得んため勸進したと言ふのである。此處に至つては、勸進する人も僧でなく、造らるゝものも佛と關係がないのであるが、なほかく勸進に應ずることは以て自己の功德を積むことであり、佛利を得る所以であるとしてゐる。同勸進文中に曰く、

一錢半紙、助成之輩者、現世除却三災八難、生熟千吉萬祥、受無比快樂。後世消滅十惡五逆、出離生死苦海、至岸菩提有何疑——仍制橋勸進之旨趣如件

本願主敬白

慶長十五辛亥年正月吉詳日

然るに今云ふ一升勸進は、最早全然佛教から離れてしまつてゐるのである。一升勸進による渡舟の修理は永祿以後に於ても實施されてゐるのである。

吉原渡渡舟破損修理之事、拙者知行中、壹升勸進之儀如先例之不可相違者難澁、猶可申付者也。仍如件

天正十一

康成

十月廿三日

矢部清三郎殿

(矢部文書)

吉原湊渡舟依修理沼津之知行分之内壹升勸進之事如先規不可相違。若於難澁之輩者猶可申付者也。仍如件

天正十一末

十月廿四日

矢部清三郎殿

(同前)

兩文書共同年月修理に關するものである。康成は牧野右馬允康成と言ふ。天正十年初、興國寺城を守り、七月伊豆柁戸砦を守る。天正十年十一月駿河國長窪城を守衛し、十二年十月之を賜はつた(寛政譜)人である。もう一通は黒印に依つて松平家即ち沼津城主松平康重である。(同前) 天正十一年の修理の場合、長窪(沼津を流る)の城主康成と沼津城主康重の二領民が勸進を強制されたのである。此の場合の勸進も永祿十一年の時と同じく全く宗教的色彩から離れ來つてゐるのである。

かく勸進が全く宗教を離れ、民衆が俗人の利益の爲めの勸進に應じてゐる所に、そこに元來の勸進とは異つた意味が含まれてゐるのを見る。遅川の勸進橋にあつては、結局は川を造ることに依つて對岸との交通が開け、人馬往來の爲めの架橋ではあつたが、それもその勸進に應ずる事は自己の功德を積

み、佛利を得る爲めとしてゐる。かゝることにあつては、人は此の世の人間界のことを爲すに當つても猶その人間の力だけに依頼しては事の成否の不安があり、これを人間以上の或る力にたより、それに依つて事の成就せられんことを希ひ、その不安から逃れんとする心である。然るに吉原湊修理に當つては、人は此の世の出來ことは人の力に依つて爲さんとし、他の何ものにも頼らんとしない、強き、人間の力を信ずる人間の心がうかゞはれるであらう。人間の力を固く信じ、そこに何等の不安と疑懼の念とのあるを考へられない。此の世に於ける人間生活の強き肯定である。大名はかゝる強き生活觀を所持したればこそ、寄附を強制し、若し難澁の輩があるならば奉行を派して重ねて申し付けんとさへ意圖してゐるのである。かゝる人間力に對して強き信念をもち、領民にも強制的に出でんとする時代に先述の如く經濟組織の中に庶民の力強き擡頭を見るのは矛盾の如く見えるが、それは後期徳川時代の如く社會が固定せざるものから來る自由さが見られるからである。戰國時代は人間力の旺盛な自由競争の時代であつた。強制的なものゝ裡に庶民に對する自由さが認められ民政に關する領主の關心がうかゞはれる。或意味に於て領主が強制的に庶民の力を強化させたとも言へるではなからうか。即ち強制的に吉原湊を修理を爲さしめた故、それだけその反面に、民衆の心に、民衆の爲めにする橋を造ると言ふ觀念が強く刻まれたであらう。かく勸進なるものが佛法の意から離れて全く俗人的のものに用ひられ來つてゐるところに亦、此の時代の民衆の動きの或る力強さが觀せられ、それと共に亦領

民各自の力で修理爲したものであると言ふことが領民に、交通機關が領民全體のものと言ふ考へを與へしめたであらう。交通機關の修理をめぐつて庶民の心が一つに結ばれたものと思ふのである。此のことは戰國時代一般に民衆の力が強く社會に意識され、徳川時代の如く壓せられず、民衆の活躍の目覺ましかつた事實と一般なものがあるであらうと思はれるのである。

六 結 語

以上の事に依つて吉原驛が戰國時代に於て、東海道上の一驛としての交通機關の組織、運用及び其の維持に就いて吾々は知ることが出來た。當代に於ける街道往還の困難なことは、當時の交通機關の不備の事情にも依るものであるが、吉原驛は、當時の交通機關としては最高のそして凡べてゝあらう問屋、傳馬、渡舟、湊を有してゐた事は注意さるべきであらう。而して一は交通に、他は經濟に、その組織、運用に當代の姿を寫し、當代の精神を含み、もつてゐた。商人の自由競争、傳馬の民間使用、及びその制の市場と共に地方進出等の經濟界に於ける活動がうかゞはれ、ば、大名の是に對する統御、支配權の擴大等には亦交通が興つてゐた事を知つたのである。

交通機關をめぐつて例へば吉原湊渡舟修理の事に於て觀たる如く、人々の精神が統一されて行く事は、此の時代にあつては自己領土内に於ける大名の支配權力を全體的に及ぼし且つ強固にしたものであつたと言へる。然もかゝることは各自の領土内に限られたことであつて、そこに各大名領土に類似

の制度を産ましめたものである。従つて吉原驛の組織、運用を述べるに當つて、そのうちに考へられたそれをもつてゐる精神は當代に於ける一般的なのであつたと解すべきである。而して類似と云つても、其の間に複雑、簡略の差のあるは亦止むを得ざるところであらう。これは、大名の政治、經濟の發展の進歩度にも關連をもつものである。吉原驛の組織が注意さるべきであるとしたのもかゝる意味に於て考ふ可きである。